重要

最終学年の大学院生対象

日本学生支援機構奨学金

返還の手続きについて

平成30年3月に満期となる大学院生の方に返還の手続きのための書類を配付します。対象者は配付期間内に書類を受け取り、期限内に手続きを行ってください。

※来年度も引き続き在学する場合(大学院に進学や留年等)も必ず手続きが必要です。

· 対象者: 平成30年3月貸与終了(卒業)者

·配付期間:10月23日(月)-11月6日(月)

・配付場所【文教キャンパス学生】学生支援センター

【坂本キャンパス学生】学務係

※学生証を忘れずに持参してください!!



手続きを怠った場合,延滞金が課せられ、場合によっては個人信用情報機関へ登録されたり、法的措置をとられる場合があります。返還が困難な者については返還期限の猶予(在学猶予・一般猶予など)を願い出ることができますが、手続きが完了していない場合は猶予が認められません。

問い合わせ先

長崎大学学生支援課(学生支援センター)

奨学金担当 TEL:095-819-2104